

横浜市職員共済組合公告第6号

横浜市職員共済組合定款の一部変更等

横浜市職員共済組合定款（昭和37年職員共済組合公告第1号）の一部変更をここに公告する。

令和7年4月1日

横浜市職員共済組合

理事長 大久保 智子

横浜市職員共済組合定款（昭和37年職員共済組合公告第1号）の一部を次のように変更する。

第16条中「議員」を「当該議員」に改める。

第31条中「次の各号に」を「次に」に改める。

第33条中「第10号の3」を「第10号の5」に改める。

第33条の3第1項中「法56条」を「法第56条」に、「法62条の2」を「法第62条の2」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第34条第1項の表中「1,000分の48.50」を「1,000分の55.52」に、「1,000分の2.59」を「1,000分の2.52」に改める。

第34条の2中「1,000分の99.60」を「1,000分の113.64」に改める。

第36条中「令和6年度」を「令和7年度」に、「2,305円」を「2,395円」に改める。

附則第7項中「次項において」を削る。

附則第8項中「組合の経理単位については、」を削り、「として、同条の規定を適用する」を「と読み替えるものとする」に改める。

附 則

- 1 この変更は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第34条第1項及び第34条の2の規定は、令和7年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。